

記東宮御椅子下有銘云々此椅子無銘仍不可知必是東宮御椅子若可用無欄椅子者可新作之專不可拔棄彼御椅子欄歟孝信宿禰申云東宮御椅子多年立件椅子但於欄者忽被拔棄頗不穩便已數年立之何依一年記忽被改乎者不知可否時議如是又撤左右欄不撤後欄事不一樣旁可謂違失云々

〔續世繼白川渡〕御座のおほひかくなるさをはとりはなちに侍けるを鳥羽院の位の御ときニヤ殿上人のいさかひ給てそのさを、ぬきてうたんとし給けるよりうちつけられたるとなんきこえ侍もとなき事もかゝるためしにはじまれるなるべしその御ざと申は御椅子とて殿上のおくのざのかみにたてられ侍るなりしたんにてつくられて侍るなるをむかしうだのみかどまだ殿上人におはしましてなりひらの中將とすまるとらせ給てかうらんうちおらせ給けるを代々さてのみをれながらこそ侍なるにちかきみよにつくしのひごの守になれりけるなにがしとかやいふ人の藏人なりける時したんのきれとのに申てそのかうらんのをれたるつくるはんなどせられけるこそをこのことに侍ける

〔荒涼記〕正元元年六月五日丁丑○略中就春宮山○龜御元服可有沙汰歟之由申入了十一日癸未已始參嵯峨殿於東面御談義所春宮御元服間事内々有評定○略中仰云今度東宮御椅子欄有無如何永保裝束使辨就重明親王天慶八年正月一日記舊御椅子忽撤左右高欄○房櫻猶殘云々之後就此記有御不審也資季申云大臣椅子猶有高欄太子御椅子無欄之條不叶道理以一兩度例被略欄之條不可然歎者

〔禁秘御抄上〕殿上

倚子覆出納旦暮奉仕之懸棹

〔禁秘御抄階梯上〕按殿上椅子以紫檀造之○略註覆練蘇芳絹○禁臥懸覆撤之事上古藏人奉仕之